

令和4年度
事業計画

地方競馬全国協会

令和4年度事業計画

I 事業運営の基本的な考え方

1. 事業運営の基本方針

地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の共通の利益となる事業等を実施する地方共同法人として、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進と馬の改良増殖その他畜産の振興に資するため、「お客様を基本」に「主催者の立場に立った視点」で事業を運営し、「お客様に安心して楽しんでいただける地方競馬」の実現を図る。

公正確保の徹底を図った上で、地方競馬のさらなる発展に向けて十分な議論を通じて主催者及び関係団体の連携協調を促し、競馬の魅力向上と売上の拡大を目指す。「第三期競馬活性化計画」（以下「活性化計画」という。）で取り組む施策・事業の実現により「地方競馬の自立と持続的な発展」に道筋をつけ、畜産の振興及び地方財政の改善に寄与していく。

2. 地方競馬をめぐる情勢と協会の対応

新型コロナウイルスの感染拡大により、断続的に緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用が繰り返され、令和元年度末以降、地方競馬は長期に渡る無観客競馬を余儀なくされたほか、入場人員やお客様サービスを制限した開催が続いている。新型コロナウイルスの感染拡大は、地方競馬の売上に悪影響を及ぼすことが懸念されたが、外食や外出を伴うレジャー等が制限されたことによりインターネットを通じて参加できるレジャーに資金が流入し、いわゆる「巣ごもり需要」効果もあって、売得金は大幅な伸びを見せた。しかしながら、令和3年度における売得金は引き続き前年度を上回っているものの、その伸び率は令和2年度に比べ大幅に鈍化しており、従来の経済活動が再開しつつあること等を踏まえると、令和4年度事業計画の策定にあたって、これまでのコロナ禍における売上が継続することを前提にはできない。また、社会・経済の動向も不透明であり、我が国の人口減少が進むと見込まれる中において、今後の地方競馬の売上はコロナ禍以前のような伸びは期待できず、日本経済が受けたダメージの顕在化等により、大変厳しいものとなることを想定した上で、事業計画を策定する。

そうした中、現行の活性化計画期間の最終年度である令和4年度においては、同計画の目標を達成するため主催者と連携して計画の着実な実行に全力で取り組んでいくとともに、近年の地方競馬の好調な売上げを踏まえ、畜産振興事業及び競走馬生産振興事業を大幅に拡充する。その上で、将来にわたって馬の改良増殖その他畜産の振興に安定的に寄与するとともに地方財政の改善を図っていくため、令和5年度以降においても引き続き活性化補助事業及び競走馬生産振興事

業に係る資金確保措置を継続することが可能となるよう国に要望していく。

公正確保については、近年、禁止薬物陽性馬の発生に加え、調教師・騎手等による勝馬投票券購入及び情報提供に伴う金銭の授受という地方競馬の根幹を揺るがす重大な不祥事が発生した。また、市民生活に重大な影響を及ぼす放馬事故も発生している。このことを踏まえて、これまでの取組が甘く、不十分であったことを、全ての地方競馬関係者が改めて強く認識しなければならない。お客様の信頼を回復するため、地方競馬全体で合意し策定した「総合的な公正確保対策」を主催者、競馬関係団体と協会が一体となって確実に実施し、公正確保の徹底に不退転の決意で取り組んでいく。

競馬の魅力向上については、中央馬と地方馬の能力格差の解消に向けて「強い馬づくり計画」を着実に推進するとともに、ダートグレード競走改善研究会における検討結果を踏まえて競走体系の整備等を着実に進めていく。さらに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、公正かつ安全・円滑な競馬開催への支援や競馬の魅力を伝達するための広報展開等をしっかり行っていく。

3. 令和4年度に取り組む重点課題

公正確保を徹底してお客様の信頼を回復するとともに、活性化計画の最終年度として目標を達成するため、活性化計画の年度検証等を踏まえ、以下の重点課題を中心に全力で取り組む。

- ア 主催者と連携した公正確保対策の徹底
- イ 畜産振興事業及び競走馬生産振興事業の拡充
- ウ 競馬活性化補助事業による強い馬づくりに向けた施設整備等の推進
- エ 競馬の魅力向上につながる競走体系の整備と番組の充実
- オ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた施策の推進及び競馬の魅力を伝える広報

II 具体的な取組

1. 競馬の公正かつ安全・円滑な実施に向けた業務

地方競馬への信頼を回復するため、「全国公正確保対策推進会議」等における協議を踏まえて協会と全主催者が連携して公正確保の徹底に取り組む。また、馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成についても、不祥事案発生防止を念頭に置いて厳正かつ着実な実施を図る。また、公正確保のため協会の在り方について検討し人材の育成等について強化を進める。その他、お客様に安心して競馬を楽しんでいただけるよう新型コロナウイルス感染症対策に配慮した競馬の安全かつ円滑な実施のための主催者の取組を支援するとともに、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画¹」等に基づき、関係機関等と連携しながらギャンブル等依存症対策について引き続き適切に対応していく。

(1) 公正確保の徹底に向けた取組

競馬の公正確保を徹底するため、裁決、決勝審判、発走の専門職員を主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携協力の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。また、「全国公正確保対策推進会議」において了承された「令和4年度総合的な公正確保対策の実施」に基づき、以下の取組を進める。

① 不祥事案発生防止のための取組

ア 厩舎関係者への研修の強化

競馬法違反事案が発生することのないよう一層の自覚を促していくため、厩舎関係者全般を対象にしつつ、特に免許を得て5年以内の騎手に対して、一般的な教養、モラル、コンプライアンス意識をより高める教育、指導を行い、社会通念の涵養を図る。

なお、令和4年度は増加を続ける外国人厩務員に対応するため「外国人厩務員向け研修テキスト」を作成、配布し指導を強化していく。また、調教師・騎手を協会に召喚して実施する研修についても、対象となる者の範囲を拡大して対応する。さらに当該研修で指導が不足していると判断した場合には、公正部と地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）が連携し研修を行う。

イ 管理・監視体制の強化

不正協定等の競馬法違反行為の発生防止を目的とした調整ルーム、業務エリア等における監視管理体制を強化する取組について、施設、設備のさらなる充実を図るため、主催者への助成事業を継続する。

ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の履行徹底に加え、競馬関係事業者からの情報提供を促し、さらには告発者に配慮した通報制度の確立を目指す。

エ 裁決の厳格化

裁決委員の養成と訓練を徹底することにより、委員の質の向上を図る。また開催に際しては、協会裁決委員は主催者裁決委員とともに競走における監視を厳正に行い、認めるべき理由がなく騎手が本来行うべき扶助操作を行わない等、ファンの誤解を招く騎乗を見抜き、厳正に処分することによって、不正な行為を抑止する。

オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

インターネット投票事業者の協力を得て、仮認定厩務員を含む厩舎関係者の馬券購入調査の強化を図り、事案の根絶を図る取組を継続する。

カ 禁止薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

厩舎巡回の実施等により、禁止薬物・規制薬物、飼料の管理状況の確認や入退厩管理を強化するとともに、主催者獣医職員との情報共有、開業獣医師に対する研修を実施し禁止薬物陽性馬発生の根絶に向けて取り組む。

キ 放馬事故防止の徹底

昨年度までに主催者等が整備した放馬事故防止施設、設備を適切に運用す

るために放馬事故防止訓練の実施を徹底するとともに、訓練への協会職員の立会いによる対策マニュアルの改善を行い、放馬事故の発生を防止する。なお、施設、設備のさらなる充実を図るため、主催者への助成事業を継続する。

② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化

ア 執務環境の点検・確認

公正確保の徹底に向け、年に1度、開催執務環境及び状況の点検を行う。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有を行うほか、研修等を通じ各主催者の開催執務委員のレベルアップを図る。

ウ 助成事業を活用した公正確保の徹底

「全国公正確保対策推進会議」の構成員である調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、(公財)競走馬理化学研究所、(公財)競馬保安協会、(一財)地方競馬共済会、全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組む。

さらに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう必要な助成を行う。

エ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定について協力するとともに、他主催者に対しても情報を迅速に共有することにより地方競馬全体で再発防止を徹底し、速やかな信頼回復を図る。また、主催者が行う関係者に対する処分や厩舎関係者に対する指導の徹底等に全面的に協力する。

(2) 馬主及び馬の登録

馬主及び馬の登録を厳正に行うとともに、関係団体と緊密な連携を図り、拒否事由該当者の排除を確実にを行うほか、既登録馬主については、破産者検索システムの適切な運用、名義貸借等の情報収集に努め、不正防止に向け積極的に取り組む。

また、様式類の改善による登録事務の迅速化を図り、JRA登録馬主については、さらなる審査期間の短縮に取り組む。

(3) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許における審査を厳正に行う。免許保有者に対する試験においては、主催者との意見交換等を通じて受験者の平素の生活態度や就業状況等についての情報収集を図るとともに、主催者から提供された意見も参考に免許試験を実施する。また、試験を通じて業務上必要な知識や技術のレベルアップを促し、不祥事案防止の徹底に向けて、公正確保の重要性とその責務についてさらなる意識の定着とモラルの強化を図る。併せて、厩舎関係者の馬券購入調査を年間複数回実施するなど、さらなる公正確保を図る。

厩務員の認定については、主催者に対する協力を引き続き行っていく。

(4) 騎手、調教師等の養成、訓練

教養センターにおいて、騎手及び調教師の養成・訓練を計画的に行う。

① 騎手の養成

技術・学力・精神の向上を図ることで、優れた騎手を安定的に養成していくため、新教育棟の竣工を機に、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導、プロジェクターによる各種授業等、教育カリキュラムを充実するとともに、教官と騎手候補生とのコミュニケーションの機会を増やし、精神的なサポートも強化する。さらに、教養センターの角馬場及び走路の改修を行う。

また、ばんえい騎手の養成については、主催者の要望に応え、免許試験に向けた短期の講座を新たに実施する。

② 騎手の訓練

免許取得後概ね2年の新人騎手を対象に、教養センターにおいてキャリア形成と公正確保の徹底を目的とした研修を実施するほか、必要に応じて競馬場においても研修を実施し、キャリアに応じて騎手の成長を促す取組を行う。

③ 調教師の養成

年2回の調教師課程において公正確保面も含め優れた調教師を養成する。

④ 調教師の訓練

公正部と教養センターが連携し、必要に応じて調教師を対象に研修を実施する。

(5) 開催執務委員等の養成、訓練

教養センターにおいて、開催執務委員等の養成・訓練を計画的に行う。

① 開催執務委員の養成

主催者職員等を対象とした4回の基礎研修に加え、裁決、決勝審判、発走、馬場管理の各委員の業務研修を、実務に直結する内容、過去事例を参考にした対策等を中心としたカリキュラムにより2回ずつ実施する。

② 現場配置後の委員の技術研鑽

現場配置後の業務経験者のステップアップを目的とした研修を実施する。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

新型コロナウイルスへの適切な感染防止対策を講じて安全な競馬開催が継続できるよう「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき主催者が新規もしくは追加的に実施する対策にかかる経費について、助成事業を実施する。

また、感染状況の変化に応じて国や主催者と連絡調整を図り、適宜ガイドラインの改訂などを行う。

(7) ギャンブル等依存症対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」や「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき対策を進めるとともに、公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら、自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援の実施などにも適切に取り組む。

2. 畜産振興事業に対する補助

競馬法の趣旨である地方競馬の社会的責務を果たすため、売上の回復状況を踏まえ、以下のとおり畜産振興への支援を拡充する。

(1) 馬（軽種馬を除く）の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく馬の血統登録、優良な重種馬の導入、生産者研修、重種馬生産に係る奨励金交付及び施設整備等の事業に対して補助を行う。

重種馬生産頭数の維持・拡大に必要な施設等整備事業に対する補助については、生産地の計画又は構想を踏まえて支援することとし、担い手となる生産者についても支援する。

また、重種馬の繁殖奨励事業等を実施する農協等に対し、生産者支援対策強化費を交付し、事業の積極的な推進等生産者支援体制の強化に資する。

(2) 畜産経営技術指導事業

畜産農家の経営診断・指導、地域畜産の活性化及び畜産物の安全かつ安定的な提供に資する事業等への補助を行う。

地域畜産の核となる道府県畜産協会等における組織の脆弱化が懸念される状況であることを踏まえ、安定的な運営に資するための補助を拡充する。

また、畜産経営指導事業に欠かせない畜産コンサルタントの育成・認定に係る事業等への補助を拡充し、地域畜産振興支援体制の一層の強化を図る。

加えて、生産現場に必要な情報の調査・収集を行うとともに、研修会の開催やインターネットによる情報公開を行う仕組みを構築し、畜産技術の普及・定着を図るための事業への補助を行う。

その他、将来畜産の担い手となる農業高校等の学生の就業意欲向上を図るため、全国和牛能力共進会鹿児島大会(令和4年10月)における出品牛の審査基準の解説付き動画配布や最新の情報配信技術を用いた畜産技術習得に係る学習推進事業への補助を行う。

(3) 畜産経営合理化事業

馬の飼養・衛生管理・防疫に関する講習会等の開催により、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図る事業への補助を行う。

また、輸入飼料に依存した畜産経営からの脱却に有効な方策と期待される、放牧を取り入れた畜産の普及を促進するため、放牧技術に関する研修会、指導者養成等の認証制度の体制整備及び放牧や放牧畜産物に対する消費者の理解醸成等の取組を実施する事業への補助を新たに行う。

(4) その他の畜産振興事業

地方競馬の収益金が畜産振興及び地方財政の改善等、社会に貢献していることを広く周知するため、畜産イベントや地方競馬場等においてPR活動等を行う事業に対して補助を行う。

また、全国和牛能力共進会鹿児島大会を活用した、畜産技術の普及や和牛肉の消費拡大のための事業への補助を行うとともに、令和4年4月1日に施行さ

れる「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」を生産現場に周知することで、畜産経営の規模拡大や省力化の推進が図られるよう、畜舎等の設計や認定に関わる担当者等に対する情報提供事業への補助を新たに行う。

このほか、国の要請等により、緊急対策事業や広く畜産の振興に資するため特に必要であると認められる事業について臨機応変に実施できるよう、引き続き予算措置を講じる。

(5) その他

ア 地方競馬の収益金が馬事・畜産の振興や地方財政の改善等、社会貢献していることを広く周知するため、令和3年度に作成したプロモーションビデオを活用した広報を地域メディアを含めて幅広く展開する。

イ 畜産振興事業の円滑な実施のため道府県畜産主務課に交付する畜産振興業務委託費を増額し、地域畜産のための指導の強化に資する。

3. 競走馬生産振興事業に対する補助

軽種馬資源を安定的に確保し、競馬の円滑な実施に資するため、競走馬生産地の生産振興・流通対策等に係る以下の事業を行う団体に対し、経費を補助する。

なお、(1) 及び (2) については、一号交付金からの振替、(3) については、一号交付金からの振替と J R A 特別振興資金からの交付金を原資として事業を実施する。

(1) 軽種馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく軽種馬の血統等登録に対する補助を行うほか、軽種馬の生産・育成指導事業に対する補助を行う。また、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するため、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業への補助を規模を拡充して実施する。このほか、牝馬競走の価値向上を目指す「GRAND DAME-JAPAN 2022 (グランダム・ジャパン 2022)」及び2歳馬競走の振興を促す「2歳チャンピオンシリーズ」に対して、ボーナス賞金等を交付する事業への補助を行う。

さらに、生産者支援対策の一環として、令和4年度より、「ダートグレード競走ⁱⁱ」や2歳新馬戦の1着馬を対象としたNAR生産牧場賞を交付する事業への補助を行う。

(2) 軽種馬の防疫衛生対策事業

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対し、予防接種を行うほか、競走馬の防疫推進に資する事業への補助を行う。

(3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種牝馬整備・繁殖牝馬導入促進等による血統改良への取組のほか、草地・放牧地・離農跡地等の生産基盤の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善及び強い馬づくりに資する事業への補助を行うとともに、担い手の育成、市場流通の活性化や長期・低利融資等により軽種馬生産の安定的維持・発展に

資する事業への補助をJRA特別振興資金を原資として行う。

なお、優良種牡馬整備については、従来のJRA特別振興資金を原資とする事業に加え、令和4年度より中小零細牧場等の経営の安定を目的としてダート適性のある種牡馬導入に対する補助を一号交付金を活用して実施する。

4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業において実施した生産農家への資金融資については、残存貸付金の保証及び利子補給業務を引き続き適正に実施する。

5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組

地方競馬のさらなる活性化を図るため、主催者間及びJRAとの連携協調を基軸とし、以下のとおり地方競馬の魅力の向上に向けた取組を推進する。

(1) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整、助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に従い、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行い、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を図る。

① 開催日程及び発走時刻に関する調整

開催日程や発走時刻の調整について、昨年導入した広域発売情報共有ツールを活用しながら、主催者間の情報交換やJRAインターネット投票の発売対象競走の設定等を通じ、開催場数の適正化と売上拡大を図る。

② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走及び「シリーズ競走ⁱⁱⁱ」がそれぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行う。

また、お客様にとって分かりやすい競走体系に向けた再整備や、各シリーズ競走のさらなる盛り上げに向けて、主催者間の調整や支援を行う。

(2) 競馬の魅力を上向きさせるための強い馬づくりへの取組

「強い馬づくり計画」及び活性化計画の評価報告書等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から以下の事業に取り組み、地方発の強い馬の輩出を目指す。

① 「馬」の側面から

ア ダートグレード競走で今後の活躍が見込める2歳・3歳馬を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた調教施設を利用する場合やJRA等他場に遠征した場合の経費への補助を拡充する。

イ 優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助(上記3(1)の事業として実施)を拡充する。

ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付事業(上記3(1)の事業として実施)を新設する。

エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、ダート適性のある種牡馬導入事業（上記3（3）の事業として実施）を新設する。

オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知等を実施する。

カ 地方競馬有力馬の層を拡充するため、中央競馬からの転入促進に向けた調査等を行う。

② 「環境」の側面から

ア 主催者が行う強い馬づくりに向けた施設整備（厩舎、調教施設、厩務員宿舎等）への補助を行う。

イ 外国で行われる国際競走への地方競馬所属馬の出走や、地方競馬での国際競走の施行を推進するための環境整備を行う。

③ 「人」の側面から

ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」による厩舎関係者確保のための広報を引き続き実施する。

イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修への補助を行う。

ウ 教養センターにおいて厩舎関係者の研修を実施する。

(3) 競馬の魅力を上向きさせるための競走体系の整備と番組の充実

地方競馬の競走の核となるダートグレード競走及びシリーズ競走について、体系の整備・充実を図るとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を図る。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

我が国のダート競走体系の中核をなすダートグレード競走について、主催者、JRA及び生産者団体等との連携・調整を行い、ダート競走振興会議の運営に主体的に取り組むとともに、日本グレード格付け管理委員会に参画して円滑な格付けを実施する。

昨年度主催者及びJRAと連携して取りまとめた「ダートグレード競走改善研究会報告書」の方針に基づき、ダートグレード競走の魅力を上向きさせるため出走馬の充実と3歳馬競走をはじめとする競走体系の整備を推進する。

② 有力馬の出走奨励

JBC競走をはじめ、ダートグレード競走やシリーズ競走に、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促進する取組を引き続き実施する。

6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上等に向けた取組

地方競馬のさらなる活性化を図るため、以下のとおり地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上に向けた取組を推進する。

(1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行う。

① JRAとの相互発売に関する情報提供

JRAインターネット投票システムを利用した地方競馬の勝馬投票券の発

売について、スポーツ紙に発売対象競走の馬柱を掲載するほか、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載、グリーンチャンネルにおいて主要競走を放映する事業への補助等を行う。

さらに、地方競馬の施設におけるJRAの勝馬投票券の発売について、新聞、テレビ、交通広告等、様々な媒体を活用した主催者による情報提供への補助を行う。併せて、本発売に係るシステムの運用に関して主催者への支援を行う。

② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走やシリーズ競走に関する情報を発信するほか、特にゴールデンウィーク、お盆、年末年始の期間を重点的な広報機会と捉え、主催者と連動した全国的な広報展開に努める。年末年始については、JRAとの連携を深め、活性化補助事業を最大限活用し、我が国の競馬全体の盛り上げを図るなど、地方競馬の売上の最大化に努める。

また、JBC競走については、開催主催者と連携しながら、ダート競馬の祭典に相応しい効果的な全国広報に取り組む。

③ 地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツ充実及びSNSや地方競馬情報提供アプリとも連携した活用を図り、お客様への情報発信の充実及び参加意欲の促進に努める。

④ メディアの複合的な活用とコロナ禍の状況におけるWEB広報の強化

広報事業実施にあたっては、各種メディアの特性に応じた活用に努めるとともに、上記地方競馬情報サイト等とも連携することにより、様々な媒体を複合的に活用したお客様への情報発信に取り組む。コロナ禍によって、在宅投票の比重が高まり、レース中継をはじめWEBによる幅広い情報発信のニーズが増しているため、WEBを活用した広報展開を一層強化していく。

⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、地方競馬の特色の一つである女性騎手を総合的にプロモーションする事業に引き続き取り組む。また、売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより深く伝達するため、特設サイトによる情報発信を強化する。

⑥ 公益貢献をアピールする取組

地方競馬の収益金が馬事・畜産の振興や地方財政の改善等、社会貢献していることを広く周知するため、令和3年度に作成したプロモーションビデオを活用した広報を地域メディアを含めて幅広く展開する（上記2（5）の事業として実施）。

⑦ コロナ後を見据えた来場促進事業の実施

新型コロナウイルスの感染状況等を慎重に見極めつつ、地方競馬全場を巡る企画「旅うまチャレンジ」については、今後も来場促進を図るためのツールとして、新たなコンセプトの後継事業へ発展させるとともに、お盆や夏休

み期間に「夏うまフェス」として全国的な来場型イベントを計画し、活性化補助事業により各主催者が取り組む来場促進策や他の広報事業とも緊密な連携を図る。

⑧ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2022」を開催し、成績優秀な競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行う。また、コロナ禍にあっても表彰の様子が広く伝達されるようWEBによるライブ配信を行う。

(2) お客様の利便性の維持・向上

お客様への競馬情報を充実させるとともに、その提供及び勝馬投票券の発売等に必要「地方競馬の共通インフラ^{iv}」の安定的かつ円滑な運用に努め、地方競馬と中央競馬の相互発売に係るシステム(J-Nコンバータ)の整備を行う。また、主催者に対しては運用手順の整備やその徹底、研修、システムの不具合の発生を想定した訓練を実施する。

今後、更新が予定されている次期地方競馬基幹システムについては、民間シンクタンク等の支援を得ながら技術や経費に関する妥当性評価を行うことで、安定的なシステム構築を行う。

(3) 主催者が実施する競馬活性化補助事業への支援

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、再び競馬場へ来場者を呼び戻すとともに、コロナ禍で新たに地方競馬に参加したお客様を定着させるために主催者が連携して実施する来場促進策への補助を行う。

また、主催者間連携の促進と収益の向上を目的に活性化計画に基づいて主催者が行うその他のインフラ整備(J-Nコンバータ、走路照明設備)などへの補助を行う。

7. 競馬の国際化への対応

国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、以下に掲げる競馬の国際化への対応を着実にを行う。

ア 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議に参画し、競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を図る。

イ 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等の地方競馬に関する各種統計情報を提供する。

ウ JRAハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標であるレーティングの作成を行う。

エ 地方競馬所属馬の国際競走への出走を後押しする出走奨励事業を行う。

オ 教養センターの国際検疫厩舎を有効活用しながら、国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国に係る検疫業務等を必要に応じて行い、国際交流競走の実施や地方競馬所属馬の国際競走への出走を支援する。

8. 適切な事業運営の確保と総合的な組織力強化への取組

協会が適切な事業運営等を行えるよう、引き続き以下に掲げる事項に取り組む。

(1) 競馬活性化事業の推進と評価

活性化計画の最終年度として、昨年度実施した年度検証に基づき、目標の達成と事業計画の着実な実施を図る。また、事業計画の実施状況について適切な評価を行い、残された課題を整理するとともに、令和5年度以降の各主催者の施設整備計画等を整理し、地方競馬における取組の方向性について検討を進める。

(2) 適切な事業運営と進捗管理・見直しによる効率的な事業実施

適切な事業運営により、組織の役割と責務を確実に果たすとともに、事業の進捗管理及び定期的な見直しを行い、その効率的な実施に努める。

(3) 健全な財政運営

中長期的な財務見通しを踏まえ、健全な財政運営に努める。

(4) 計画的な採用及び適切な教育と研修等を通じた組織力向上への取組

協会の組織及び人事基盤の強化を目的に策定した「人材の確保・育成、人事制度の改善指針」に基づき、計画的な職員採用及び教育・研修を通じた適切な人材育成を図るとともに、開催専門職をはじめとする人員の確保及びその充実に努める。

(5) 補助事業や助成事業に対する監査および協会業務に係る監査の適切な実施

各補助事業については、外部機関からの評価や適切な監査の実施によって透明性と公平性を確保することに努めるとともに、協会業務の内部監査を監事監査と連携して適切に実施する。また、事業運営の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。

i ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定されている。

ii 地方競馬、JRAの所属に関わらず、優れたダート適性馬の出走機会を確保し、生産に還元すべき優良馬を選定する目的で、日本グレード格付け管理委員会により格付けを承認された競走。

iii 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された競走群。「ダービーシリーズ」や「グランダム・ジャパン」、「スーパースプリントシリーズ」などが代表例。

iv 競馬番組等の関連情報を管理する「統合型競馬情報システム (IRIS)」、勝馬投票券の発売、払戻等を行う「地方競馬共同トータリゼータシステム (共同TZS)」、統合型競馬情報システム及び地方競馬共同トータリゼータシステムから、地方競馬情報サイトやマスコミへデータを配信する「開催情報配信システム」、インターネット回線を介してライブ映像等を配信する「地方競馬映像配信システム」、投票、映像、開催情報等のデータを送受信する「地方競馬統合ネットワークシステム」、及び勝馬投票券発売施設におけるオッズ表示を管理する「オッズ等表示システム」の総称